

【質問事項】

1 Q 島根県以外への異動の場合でも島根県薬剤師会に届け出を行えば良いのでしょうか？

A ・「薬剤師削除」の変更届は、修了者の従事する薬局が薬局の所在する県の薬剤師会に提出する。
・「薬剤師追加」の変更届は異動先の薬局が県の薬剤師会に提出する。
異動前と異動後の2つの県薬剤師会へご提出していただくこととなりますのでご注意ください。
県外への異動の場合は、修了者であることが確認できないため、修了証の写しを変更届と併せて提出する必要があります。

2 Q 先発と後発のどちらを在庫しておく方が良いかなど、産婦人科医の意見や今までの調剤時のデータなどがあれば教えて頂きたいです。

A 島根県薬剤師会の把握している範囲において昨年9月の時点では、島根県内の薬局にてオンライン診療による緊急避妊薬処方調剤はありませんでした。

<島根県産婦人科医会からの回答>

レボノルゲストレルが主(多数)です。ノルレボ処方と決めていないとの回答もあり、経過を見ないと1種には決められません。

3 Q 目の前で薬を服用出来るようにコップ、水は薬局で準備とのことですが、それは薬局のお金で用意するのですか？それとも販売していれば、その水を購入頂く形でもよいのでしょうか？

A 薬剤師の面前で服用をするために必要となるものは薬局で用意をしてください。
調剤にかかる費用は全額自己負担ですので、必要となる物品の費用を含めて、自由に設定をしてください。

4 Q 本人が来局しない場合は調剤不可とありましたが、本人が来局する必要があることを医師が確実に説明していると考えて良いのでしょうか。また、調剤を行わなかった場合、処方医に報告をするべきでしょうか。

A 指針において、「薬剤師の面前で服用すること」とされており、本人が来局することが前提となっています。
調剤を行った際に薬局における対応内容について処方医へ報告をする必要があります(様式4)、本人が来局されず調剤を行わなかった場合にも処方医へ報告をする必要があると思われれます。

5 Q 処方箋はノルレボ1tのみ処方せんに記載するということですが処方医はその事を確実に理解していると思って良いのでしょうか。

A 上記のように処方されるのが前提ですが、他の処方箋同様、不備のある処方箋には疑義照会をする必要があります。

6 Q 3週間後に産婦人科に受診することとありますが、オンライン診療時に決めてもらうことはできないのでしょうか。また、薬局がきちんと説明した上で、もし産婦人科医に受診しなかった場合の責任の所在はどうなりますか。

A 様式2および4にもあるとおり、3週間後に対面診療を受ける予定の医療機関については可能な範囲で患者から伺い、共有する前提になっています。

薬局では丁寧に案内することが必要になりますが、最終的な決定は患者の責任になります。

<島根県産婦人科医会からの回答>

オンラインでの投与例はありませんが、診療(診察)時に相談・決定します。

1) 投与施設

2) 患者さんが遠隔地在住の場合、通院しやすい、緊急避妊に係る診療が可能な産婦人科医療機関 になると推察します。

7 Q もし患者様が服用後3週間後の受診をされなかった場合は、何か薬局側に確認などの医療機関を受診するのか分からないため確認が難しいと思うのですが、そこは患者様本人の責任になるのでしょうか。

A 薬局がきちんと説明をしていることが担保されれば、本人の責任になります。
薬局から患者に電話しなければならない、といった義務はありませんが、薬剤師法に基づき、気になる患者さんにフォローの連絡等を行うことを妨げるものではありません。

8 Q 緊急避妊薬の服薬指導のフローチャートで患者様にお渡しするお薬情報提供文書の様式3、処方医もしくは3週間後に診察予定の医師にお渡しする服薬情報提供書である様式4、緊急避妊薬の調剤における薬剤師の対応手順を記載した様式2も併せて、これらはどこで手に入れられるのでしょうか？

A 様式1から4を受講修了証と共に送付しました。併せて様式ダウンロードのリンク先を記載してあります。